



認可地縁団体における 総会開催方法について



認可地縁団体は、地方自治法第260条の13において、「**少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない**」とされています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で従来の形（過半数以上の出席）での総会の開催が難しい状況となりました。

総会は開催しなければなりません、**構成員の出席方法について地方自治法に規定された方法があります**のでお知らせします。

①書面による表決（地方自治法第260条の18）

…総会前に予め示された議案への賛否を書面で議長に提出する



②代理人による表決（地方自治法第260条の18）

…総会に代理人が出席し表決する（委任状の提出）

③電磁的方法による表決（令和3年9月1日施行）

…総会前に予め示された議案への賛否をメール等で提出する



注意

- ・上記、①～③の表決方法について、規約に定めがない場合は、規約の改正又は総会の決議が必要です。
- ・**相互に議論できる場を設けるため、総会の開催は必要となります。**

相互に議論できる環境があれば、一堂に集まらずとも、Web会議やテレビ会議、電話会議等で総会を開催することも可能とされています。



お問い合わせ

高松市 市民局地域協働部 協働コミュニティ推進課
高松市番町一丁目8番15号

TEL : 087-839-2277 FAX : 087-839-2125

MAIL : community@city.takamatsu.lg.jp